令和3年 綾瀬市議会5月臨時会議案

綾 瀬 市

番号	題	名	ページ
議案			
3 0	専決処分の承認について(綾瀬市市税条	・例の一部を改正する条例)	1
3 1	専決処分の承認について(綾瀬市介護係例)	・ 保険条例の一部を改正する条	4
3 2	専決処分の承認について(令和3年度総 2号))	虔瀬市一般会計補正予算(第	別冊
報告			
1	専決処分の報告について(綾瀬市国民領 民健康保険条例の一部を改正する条例)	津康保険税条例及び綾瀬市国	7

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により綾瀬市市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和3年5月12日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、綾瀬市市税条例の一部改正について、緊急を要し専決処分 したので、報告し、承認を求めるものであります。

専 決 処 分 書

綾瀬市市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市市税条例の一部を改正する条例

綾瀬市市税条例(昭和52年綾瀬町条例第11号)の一部を次のように改正する。 附則第9項を次のように改める。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置)

9 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条の規定により、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び第25条の3の規定を適用しないこととする。

附則第13項第3号を削り、同項第4号中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号を削り、同項第10号を同項第8号とし、同項第11号を同項第9号とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月

31日までの期間(以下「適用期間」という。)内に旧法附則第15条第41項に 規定する中小事業者等(以下「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する 取得をいう。以下同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下「機械装置等」 という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下「リース取引」と いう。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用 期間内に取得をした同項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間 内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対 して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和3年3月31日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理由

地方税法の改正に伴い、綾瀬市市税条例の一部改正について、緊急を要するので、 地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和3年5月12日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症等に係る保険料の減免の特例の延長に伴い、綾瀬市介護 保険条例の一部改正について、緊急を要し専決処分したので、報告し、承認を求める ものであります。

専 決 処 分 書

綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市介護保険条例の一部を改正する条例

綾瀬市介護保険条例(平成12年綾瀬市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号ア中「とする。」の次に「附則第7条第1項第2号イを除き、」を加える。

附則第7条第1項中「令和2年2月1日から令和3年3月31日」を「令和3年4 月1日から令和4年3月31日」に、「第1号被保険者の資格を取得した日から14 日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日 以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を 取得した日から14日以内に行われていたならば同月1日前に納期限が定められるべ きものを除く」を「令和2年度の保険料であって、令和2年度末に第1号被保険者の 資格を取得したことにより、令和3年4月1日以降に納期限が定められているものを 含む」に改め、同項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法 律第31号) 附則第1条の2第1項に規定する」を削り、「新型コロナウイルス感染 症(」の次に「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、 中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに 報告されたものに限る。)である感染症をいう。」を加え、「「新型コロナウイルス 感染症」という」を「同じ」に改め、「する者」の次に「(以下「主たる生計維持者 」という。) 」を加え、同項第2号中「第1号被保険者の属する世帯の生計を主とし て維持する者」を「主たる生計維持者」に改め、同号ア中「事業収入等のいずれか」 を「主たる生計維持者の事業収入等のいずれか」に改め、同号イ中「減少する」を「 主たる生計維持者の合計所得金額(令第22条の2第1項に規定する合計所得金額を いう。)のうち、減少する」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の附則第7条の規定は、この条例の施行の日以後に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が定められている保険料について適用し、同日前までに納期限が定められている保険料については、なお従前の例による。
- 3 令和2年度分の保険料の減免に係る改正後の附則第7条第1項の規定の適用については、同項第2号ア中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第381号)第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。

令和3年3月31日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理 由

新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免の特例の延長等に伴い、綾瀬市介護保険条例の一部改正について、緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和3年5月12日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

専 決 処 分 書

綾瀬市国民健康保険税条例及び綾瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市国民健康保険税条例及び綾瀬市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(綾瀬市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 綾瀬市国民健康保険税条例(昭和32年綾瀬町条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第14項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する」を削り、「新型コロナウイルス感染症」の次に「(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)」を加える。

(綾瀬市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 綾瀬市国民健康保険条例(昭和34年綾瀬町条例第4号)の一部を次のよう に改正する。

附則第2項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号) 附則第1条の2第1項の」を削り、「新型コロナウイルス感染症」の次に「(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年3月30日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、綾瀬市国民健康保険税条例及び綾瀬市国民健康保険条例の一部改正について、条文の文言整理等を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分する。